

2019年度③

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法③

I 約束手形の善意取得の要件について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 甲株式会社（以下、「甲社」という）は、大阪市に本店を置き、近畿一円を対象として和装レンタル業を営む会社である。甲社は取締役会・監査役設置会社であるが、大会社・公開会社ではない。甲社の取締役はA（代表取締役社長）、BおよびCの3名である。Bは、観光ブームに乗じて京都府下での売上げを伸ばすため京都に拠点を整備すべきと再三にわたり甲社の取締役会で主張していたが、AおよびCの反対によって実現できないでいた。そこで、Bは、京都府下で貸衣装業を営む乙株式会社（以下、「乙社」という）の全株式をその親会社から譲り受けることにした。平成29年1月開催の甲社取締役会（以下、「本件取締役会」という）において、Bは、「Bが乙社の全株式を譲り受け、乙社の代表取締役に就任すること」について、甲社の承認を求める旨の議案（以下、「本件議案」という）を提出した。なお、Bは、本件取締役会において、「乙社が貸衣装業を行っている会社である」ことは説明したが、乙社の規模、取引範囲、和装品の扱いの有無については一切説明しておらず、AおよびCもその点について質問しなかった。本件取締役会は、Bを特別利害関係人として退席させた上で、AおよびCの賛成によって本件議案を可決した。

平成29年2月、本件取締役会決議に基づき、Bが乙社の全株式を譲り受け、乙社の代表取締役として経営を開始したところ、乙社の業績は急速に向上し、平成29年度（平成29年4月から平成30年3月まで）の純利益は前年度の2倍にまで上昇した。平成30年4月の時点において、甲社はBに対しどのような請求をなしうるかについて検討しなさい。(40点)

〔2〕 X株式会社（以下、「X社」という）は、京都市においてホテル業と不動産業を営んでおり、その発行済株式の全部はX社の代表取締役であるPが保有している。X社の資産は、ホテル部門と不動産部門に関するものから構成されており、帳簿価格に占めるそれぞれの割合は2：1であった。Pは、自身が始めたホテル業に経営資源を集中するため、不動産業者であるY株式会社（以下、「Y社」という）にX社の不動産部門を売却することにした。平成25年4月、X社はY社との間で、不動産部門の関連資産（以下、「本件資産」という）の売却とともに従業員の承継等を行う契約（以下、「本件契約」という）を締結し、Y社はその対価として25億円を支払った。なお、本件契約には、「X社は京都市及びその周辺地域で不動産業をすることができる」との条項があった。Y社は、本件契約の実行後、ただちにX社から譲り受けた資産を用いて不動産業を営んでいたが、平成30年4月に、X社は、本件契約は事業譲渡に該当するにもかかわらずX社の株主総会の承認を経ていなかったため無効であるとして、Y社に対し、本件資産の引渡し等を求めた。X社の請求が認められるかについて検討しなさい。(40点)

以上